

豊中市アフタースクール

制度設計及びモデル検証支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 基本的事項

本市では、学校施設を活用し、すべての児童が安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するとともに、子どもの思いや意見を踏まえ、多様な体験・活動を行うことができる放課後の環境を整備することをめざしています。

本業務は、令和11年度以降の全校展開を見据え、アフタースクール事業の制度及び運用方法を整理し、モデル校を制度及び運用方法の検証の場として活用し、検証結果の分析、改善案の作成及び全校展開の標準化を行う制度設計支援業務です。モデル校の運営業務そのものを委託するものではありません。

本要領は、本業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

豊中市アフタースクール制度設計及びモデル検証支援業務委託

(2) 業務内容

委託する業務の範囲は、豊中市アフタースクール制度設計及びモデル検証支援業務委託仕様書によります。

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年（2028年）3月31日まで

(4) 提案上限額

6,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案額が提案上限額を超える場合は失格とします。提案上限額は契約時の予定価格を示すものではありません。提案価格は、本要領に定める価格評価の対象とします。

※ ただし、上記のうち令和8年度にかかる予算は**3,200,000円**を上限とします。

(5) その他

提案内容は、契約締結にむけた協議により、仕様書及び提案内容の趣旨を損なわない範囲で調整する場合があります。契約金額は、提案内容及び提案額を踏まえ、本市と受託候補者が協議のうえ決定します。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、参加申込書の提出期日から契約締結日までの間、次の要件をすべて満たすものとします。

(1) 事業者の要件

- ① 法人であること。
- ② 本業務の履行が確実に見込まれること。

(2) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく指名停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
- ③ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。
※ 提出書類（役員名簿など）に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供します。
- ④ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
- ⑤ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- ⑥ 提案業務を行うに当たり、当該業務が法令等の規定により官公庁の免許、許可または認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。
- ⑦ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑧ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑨ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑪ 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- ⑫ 豊中市物品購入等入札参加有資格者に登録されていること。ただし、登録されていない場合は、契約締結日までに本市の物品購入等入札参加有資格者名簿への随時登録を行うこと。

(3) 参加資格の確認

参加申込書等により参加資格を確認し、参加資格要件を満たさないと認めた者には、その旨を電子メールにより通知します。参加資格確認結果のみを個別に通知しません。

4. スケジュールの概要（予定）

項 目	日 程
実施要領等の公表	令和 8 年（2026 年） 1 0 月 1 日（木）
参加申込書・誓約書提出期限	令和 8 年（2026 年） 1 0 月 1 3 日（火） 1 7 時（必着）
質問受付期限	令和 8 年（2026 年） 1 0 月 1 9 日（月） 1 7 時（必着）
質問回答期日	令和 8 年（2026 年） 1 0 月 2 2 日（木）※電子メールで通知
企画提案書等提出期限	令和 8 年（2026 年） 1 1 月 2 日（月） 1 7 時（必着）
書類審査（一次審査） ※提案者が 4 者以上の場合に実施	令和 8 年（2026 年） 1 1 月 5 日（木）※提案者の参集不要
一次審査結果及び二次審査実施日時 の通知	令和 8 年（2026 年） 1 1 月 6 日（金）※電子メールで通知
プレゼンテーション及びヒアリング （二次審査）	令和 8 年（2026 年） 1 1 月 1 1 日（水）午後
審査結果の通知	令和 8 年（2026 年） 1 1 月 1 3 日（金）※電子メールで通知
仕様内容の協議・契約締結	令和 8 年（2026 年） 1 1 月下旬（予定）

(1) 質問受付

企画提案書類等の作成に関する質問は、令和 8 年（2026 年） 1 0 月 1 9 日（月） 1 7 時までに、電子メールで質問書（様式第 3 号）を事務局へ送付したうえで、電話にて受信確認してください。電話又は来庁による口頭での質問は受け付けません。回答は、令和 8 年（2026 年） 1 0 月 2 2 日（木）までに、参加申込書を提出したすべての事業者へ電子メールで送付します。

※ 電話番号及びメールアドレスは、本要領 9 ページ「10. 事務局」に記載のとおりとします。

5. 応募に必要な書類の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第 1 号）
- ② 誓約書（参加資格関係）（様式第 2 号）
- ③ 企画提案書（任意様式）

【添付書類】

- ア 事業者概要書（様式第 4 号）
- イ 定款、寄附行為その他これらに相当する書類（任意様式）
- ウ 業務実績調書（様式第 5 号）

- エ 役員名簿及び組織に関する書類（任意様式）
- オ 費用見積書（任意様式）
- カ 業務責任者配置予定者調書（様式第 6 号）
- キ 入札参加停止措置等状況調書（様式第 7 号）

同種業務実績の有無は参加資格要件ではありません。業務実績調書は、評価項目 No. 2 において、本業務に有効な経験及び知見並びにその活用方法を評価する資料として使用します。

（２）企画提案書等の作成方法

企画提案書及び添付書類の記載事項、体裁、作成部数、綴じ方、電子媒体への格納方法その他の作成・提出方法の詳細は、別添『豊中市アフタースクール制度設計及びモデル検証支援業務委託企画提案書類作成要領』によります。

（３）提出期限等

① 提出期限

- ア 参加申込書及び誓約書 令和 8 年（2026 年）10 月 13 日（火）17 時（必着）
- イ 企画提案書及び添付書類 令和 8 年（2026 年）11 月 2 日（月）17 時（必着）

② 提出場所及び提出方法

事務局へ持参するか、又はレターパック等による信書便により提出してください。なお、郵送の場合も提出期限までに必着とします。

※ 住所は、本要領 9 ページ「10. 事務局」に記載のとおりとします。

③ 提出に当たっての留意事項

- ・ 提出書類は返却しません。
- ・ 各提出期限において提出を求める書類の分割提出は認めません。
- ・ 提出書類が不足している場合又は提出期限までに到着しない場合は、参加を無効とします。
- ・ 提出書類の受付後は、本市が求める場合を除き、追加又は修正を認めません。
- ・ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。

（４）提出書類の著作権等

企画提案書等の提出書類の著作権は、審査結果が確定するまでの間、提案者に帰属します。提出書類は受託候補者の選定に使用します。また、提出書類は、豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）の定めにより公開される場合があります。

（５）接触の禁止

本業務の実施要領等の公表の日から審査結果の公表の日までの間、質問受付、各種書類の提出及び二次審査の場を除き、豊中市アフタースクール制度設計及びモデル検証支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員又は本案件に関係する市職員に、本案件に関して接触することを禁じます。

6. 選定について

（１）審査方針

事業者選定の審査は、選定委員会が行います。選定委員会は、一次審査（提出書類）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）によって提案内容、業務実施体制、業務実績及び提案価格等を総合的に評価し、受託候補者及び次点者を決定します。選定委員会の会議は非公開とします。

本業務の評価は、技術評価 9 5 点及び価格評価 5 点を基本とし、そこから処分歴等による減点を適用します。総合得点は、技術評価点と価格評価点の合計から処分歴等による減点を控除して算出します。

(2) 評価項目及び配点

No	評価項目	主な評価内容	配点
1	業務理解及び基本方針	本業務の目的への理解及び、それを踏まえた制度設計・モデル検証の基本方針	5 点
2	本業務に有効な経験及び知見	制度設計、検証、分析、標準化等に活用できる経験・知見	5 点
3	業務実施体制及び業務責任者	本業務を確実に履行するための責任体制、人員配置及び連絡体制	5 点
4	業務工程及び進行管理	制度設計、モデル検証及び成果物作成までの工程並びに進行管理方法	15 点
5	制度及び運用条件の設計・整理方法	既存事業や関係主体の役割、決定事項・未決事項等を整理し、市の判断につなげる方法	10 点
6	モデル校検証計画及び検証方法	制度・運用上の課題をモデル校でどのように検証し、必要な事実・データを把握するか	15 点
7	検証結果の分析、課題整理及び改善方法	検証結果を分析し、課題、改善案及び市の判断事項につなげる方法	10 点
8	地域人材等の活用及び体験プログラムの継続的な企画・改善方法	地域人材等を活用し、体験活動を継続的に企画・改善する仕組み	10 点
9	全校展開用の標準化及び標準運営マニュアル（案）の作成方法	モデル検証結果を全校で運用可能な制度、標準運営マニュアル及び標準様式等へ反映する方法	20 点
10	提案価格（費用見積書）	提案上限額及び提案価格を用いた価格評価	5 点
減点	処分歴等（入札参加停止措置等状況調書）	公募開始日から過去 3 年間の処分歴等	減点
	総合得点	技術評価 9 5 点＋価格評価 5 点－処分歴等による減点	1 0 0 点－減点

(3) 技術評価の方法

技術評価は、評価項目 No. 1 から No. 9 までについて、各項目に掲げる主な評価内容を踏まえ、選定委員会が定める評価基準により採点します。評価に当たっては、各選定委員が提案内容について意見を述べ、選定委員会で協議のうえ、各評価項目に A から E までの 5 段階の評価ランクを合議に

より決定します。

各項目の配点に、合議により決定した評価ランクの割合（得点率）を乗じて得点を算出し、各評価項目の得点を合計して技術評価点とします。Cは、仕様書を適切に履行できる標準的な提案とします。

評価ランク	A	B	C	D	E
得点率	100%	75%	50%	25%	0%

本案件では匿名審査を行いません。企画提案書及び添付書類に事業者概要、業務実績、組織、人員体制等の事業者を識別し得る情報が含まれ、匿名化が実務上困難であるため、あらかじめ定めた評価基準に基づき、公平かつ客観的に審査します。

また、企画提案項目に対応する記載がない場合は、原則として当該評価項目をE評価として審査し、それだけを理由に失格又は選外とはしません。ただし、参加資格違反、必要な提出書類の欠落その他本要領に定める失格事項は、別に判断します。

（４）最低基準

受託候補者となるためには、価格評価点を除く技術評価点が47.5点以上であり、かつ、次の中核4項目の得点がそれぞれの最低基準以上でなければなりません。最低基準は、1者のみが提案した場合にも適用します。

項目	中核評価項目	満点	最低基準
5	制度及び運用条件の設計・整理方法	10点	5点以上
6	モデル校検証計画及び検証方法	15点	7.5点以上
7	検証結果の分析、課題整理及び改善方法	10点	5点以上
9	全校展開用の標準化及び標準運営マニュアル（案）の作成方法	20点	10点以上

最低基準を満たさない者は、順位にかかわらず選外とし、価格評価点を算定しません。すべての企画提案について契約の目的を十分に達成できないと判断した場合は、受託候補者を決定しないことがあります。

（５）審査の方法

① 一次審査（書類審査）

提案者が4者以上の場合は、提出された企画提案書及び添付書類に基づき、（３）に定める方法により、技術評価点（価格を除く評価項目1から9まで）を評価します。技術評価点の上位3者を二次審査の対象者とします。ただし、3位の者が同点で複数ある場合は、当該同点者をすべて二次審査の対象者とします。一次審査の得点は、二次審査後の最終得点に加算しません。

一次審査の結果は、一次審査を実施したすべての提案者に電子メールで通知します。二次審査対象者には、併せて二次審査の実施日時を通知します。

提案者が3者以下の場合は、一次審査による絞り込みを行わず、参加資格を満たす者を二次審査の対象者とします。

② 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 日時 令和8年（2026年）11月11日（水）午後（予定）

イ 内容 企画提案書に基づく説明及び選定委員による質疑（非公開）

ウ 時間 1提案者当たりおおむね40分以内（説明20分以内、質疑応答20分以内）

エ 追加資料 本市が求める場合を除き、追加提出は不可

オ 説明者 1提案者当たり3名以内（本業務に携わる者に限る。）

二次審査出席者名簿（様式第8号）を、指定する日までに電子メールで事務局へ送付し、送付後に電話連絡してください。提案内容の説明は、業務責任者又は本業務の主たる当事者が行うものとします。

カ その他 PC、プロジェクター等の機器を使用する場合は、事前に本市へ相談してください。二次審査は、原則として対面で実施します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、本市と協議のうえ、オンラインによる実施を認めることがあります。

二次審査は、提出済み企画提案書の説明及び内容確認の場とします。二次審査では、提出された企画提案書及び添付書類並びに二次審査における説明及び質疑応答を踏まえ、（3）に定める方法により、評価項目1から9までを改めて評価します。

二次審査で初めて示された内容は新たな加点根拠としません。話し方、プレゼンテーション技術及び資料の見栄えそのものは評価しません。

（6）価格評価

価格評価は5点満点とし、費用見積書に記載された提案価格を評価対象とします。技術評価の最低基準を満たさない者については、価格評価点を算定しません。

（7）処分歴等による減点

公募開始日から起算して過去3年間に、本市、国又は他の地方自治体から入札参加停止措置若しくは入札参加除外措置を受けた場合、過去の契約履行において契約解除を受けた場合又は過去若しくは現在継続中の契約履行において不誠実行為若しくは不履行等を理由として文書による警告（勧告又は命令等を含みます。）を受けた場合は、様式第7号の記載内容に基づき、減点します。

（8）順位及び受託候補者等の決定

技術評価点と価格評価点の合計から処分歴等による減点を控除した総合得点が最も高い者を受託候補者とし、次に高い者を次点者とします。総合得点が同点の場合は、提案価格が低い者を上位とします。総合得点が同点であり、かつ、提案価格も同額の場合は、選定委員会の合議により順位を決定します。

（9）審査結果の通知

審査結果は、二次審査を実施したすべての提案者に電子メールで通知します。通知日は、令和8年（2026年）11月13日（金）とします。受託候補者及び次点者にはその旨を、その他の提案者には選外となった旨を記載します。評価内容及び選定結果に関する問い合わせには応じません。

（10）審査結果の公表

審査結果の通知後、市ホームページ等において、次の事項を公表します。

① 件名

② 履行期間

- ③ 受託候補者（事業者名、所在地、代表者、提案額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過、応募団体、審査経過及び選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- ① 契約締結日までの間に参加資格を満たさなくなった場合
- ② 提案価格が提案上限額を超えた場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 提出期限までに必要な書類を提出しなかった場合
- ⑤ 提案に関して談合その他の不正行為があった場合
- ⑥ 他の提案者と提案内容又は提案意思について相談するなど、正常な提案の執行を妨げる行為があった場合
- ⑦ 受託候補者の選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑧ 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含む提案を行った場合
- ⑨ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑩ 二次審査に参加しなかった場合
- ⑪ 選定委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めた場合
- ⑫ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があり、選定委員会が失格と認めた場合

8. 契約の締結

- ① 受託候補者は、本市と仕様、価格等を協議し、本市の内部手続を経て契約の相手方として決定します。受託候補者の選定通知は、契約の締結を約するものではありません。
- ② 受託候補者と協議が調わない場合は、次点者と協議を行います。
- ③ 契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容を基に、本市と協議のうえ決定します。契約は、本市の標準業務委託契約書に仕様書を添付して締結し、企画提案書は契約内容の協議に用いる基礎資料とします。
- ④ 協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により契約を締結します。受託候補者は、協議内容に基づく見積書を改めて提出してください。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約を締結しないことがあるほか、本市が被った損害の賠償を求めることがあります。
- ⑥ 契約保証金の取扱いは、本市の関係規定及び契約書の定めによります。

9. その他

- ① 選定委員会の構成、委員名及び提案者名簿等の内容に関する質問は受け付けません。
- ② 審査結果の通知後に、実施要領及び仕様書の内容等について、不明又は錯誤等を理由とする異議を申し立てることはできません。
- ③ 提出書類等の作成その他の手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- ④ 参加申込書の提出後に参加を取り下げる場合は、速やかに事務局へ連絡したうえで、参加辞退届（様式第9号）を豊中市教育長宛てに提出してください。
- ⑤ 本案件の提案者に対する参加報酬はありません。
- ⑥ 提出書類の作成、旅費その他本案件への参加に要する経費は、提案者の負担とします。

10. 事務局

豊中市教育委員会事務局 学び育ち支援課 担当：澤井・寺川

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号 第一庁舎6階

電話 06-6858-2576

E-mail chiikikyo@city.toyonaka.osaka.jp